

令和6年11月13日
子ども・若者部
子ども・若者支援課

世田谷区子ども基金条例の一部を改正する条例

1 主旨

区では、子ども及び子育てに関する支援事業を推進し、地域社会全体の支援の資金とするため、平成18年4月に、世田谷区子ども基金を設置し、この間、子どもの学びや子どもを育む地域活動、子育て家庭への支援、地域で子どもが主体的に活動する取組み等への助成事業を実施してきた。また、令和4年度より「多様な若者の活動を支えるために」のメニューを新設し、区民等から多くの寄附をいただき、高校生世代を中心とした若者の支援に取り組んできた。

一方、令和5年度に実施した若者調査（対象15～29歳）では、「孤独だと感じる」、「自分の精神状態は健康ではないと思う」と回答した若者は2割を超え、「経済的基盤や進学、就職等ライフプランに関する悩み」を抱えている若者が多い結果となった。また、「地域活動に参加・関わっている」、「区内の相談機関を知っている」と答えた若者は少なく、若者の孤独感やライフプランに関する不安感、地域とのつながりの希薄さの実態が明らかとなった。

こうした課題を踏まえ、子ども・青少年協議会において、若者が気軽に地域活動に参加・参画できる支援の仕組みを構築することで、若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して、主体的に活躍できる施策を推進する必要がある、との議論があった。また、世田谷区基本計画において「子ども・若者を中心に据える」を計画の理念として掲げており、若者が多くの方から支えられ、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できる施策が必要であることから、区民等からの寄附による基金を活用し、若者主体の地域活動を応援する事業を構築する。

これらのことから、現行の世田谷区子ども基金条例の対象範囲を「青年期の若者（おおむね18歳以上30歳未満の者をいう。）」に拡大し、改正条例案を令和6年第4回区議会定例会へ提案する。

2 主な改正内容

条例名を「世田谷区子ども・若者基金条例」に改めるとともに、第1条の支援事業の対象に「青年期の若者（おおむね18歳以上30歳未満の者をいう。）」を加える。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和7年4月1日

5 今後のスケジュール (予定)

令和6年11月 第4回区議会定例会 (条例改正案提案)

令和7年 4月 改正条例施行

世田谷区子ども基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区子ども <u>・若者</u>基金条例 平成18年3月14日条例第26号</p>	<p>○世田谷区子ども基金条例 平成18年3月14日条例第26号</p>
<p>世田谷区子ども <u>・若者</u>基金条例 (設置の目的)</p>	<p>世田谷区子ども基金条例 (設置の目的)</p>
<p>第1条 子ども及び子育て <u>並びに青年期の若者（おおむね18歳以上30歳未満の者をいう。）</u>に関する支援事業を推進し、地域社会全体の支援の資金とするため、世田谷区子ども <u>・若者</u>基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て)</p>	<p>第1条 子ども及び子育てに関する支援事業を推進し、地域社会全体の支援の資金とするため、世田谷区子ども基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て)</p>
<p>第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。 (管理)</p>	<p>第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。 (管理)</p>
<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 (運用益金の処理)</p>	<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 (運用益金の処理)</p>
<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (繰替運用)</p>	<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (繰替運用)</p>
<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (一部処分)</p>	<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (一部処分)</p>
<p>第6条 基金は、第1条の目的に必要な場合、その一部を処分することができる。 (委任)</p>	<p>第6条 基金は、第1条の目的に必要な場合、その一部を処分することができる。 (委任)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和6年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>